

## 猟銃使用時における事故防止について

栃木県警察本部生活環境課

令和4年度、本県の狩猟期間中における猟銃に係る違反・事故については、次の3件の違反が発生しました。

- ・ 令和4年11月20日(日)午後2時45分ころ、宇都宮市内において、狩猟後、散弾銃1丁を自己車両の荷台のシートの上に乗せたまま発車し、路上に落としたままの状態での放置したもの。
- ・ 令和4年11月26日(土)午前8時50分ころ、大田原市内において、狩猟中、忘れ物に気づき取りに戻ろうと散弾銃1丁を自己車両の車上に置いたまま発車し、路上に落としたままの状態での放置したもの。
- ・ 令和5年2月11日(土)午前10時20分ころ、小山市地内永野川で狩猟中、対岸の民家に散弾を到達させ、窓ガラス2枚を破損させたもの。

このような違反を防止するためには、

自分は「銃」という危険なものを、許可を受けて所持している

ということを再認識して、狩猟の際は

- ・ 銃を車外等に放置しないこと
- ・ 銃を運搬する場合は、覆いを被せるか容器に入れること
- ・ 銃を使用する場合は、あらかじめ周囲を確認すること

を徹底するとともに、以下の猟銃等取扱い5原則も実践して、事故防止に努めてください。

- ・ 銃は、常に自己の管理下に置くこと
- ・ 銃口は、人のいる方向には絶対向けないこと
- ・ 実包の装てんは、発射の直前までしないこと
- ・ 薬室は、発射するとき以外は脱包して、必ず開放しておくこと
- ・ 酒気を帯びているとき等は、銃を手にしらないこと